| 特集 | 農林水産知財の保護法制

和牛遺伝資源の保護のための知的財産制度の創設「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の制定

弁護士知財ネット事務局長・理事 弁護士 **伊原 友己**¹

1 緒言

(1) 令和2年の通常国会(第201国会〔以下「今国会」という〕²)で、わが国の戦略的農産品の重要な一角を占める「和牛」の遺伝資源を保護するための法制度が新たに整備された³。その概要は、立法担当者である農林水産省の三上卓矢氏⁴の本誌別稿をご覧頂きたいが、ここで簡単に説明すれば、家畜遺伝資源の生産の事業を行う者、すなわち「家畜遺伝資源生産事業者」⁵が生産し、その取り扱う和牛遺伝資源(家畜人工授精用精液や受精卵)が不正に流通することがないよう、2本の法律の合わせ技で保護が実現する仕組みになっている。

その一つは、新たに制定された「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」(以下「家畜不競法」という。)であり、不正競争防止法(以下「不競法」という)を参考に立法された、家畜(現時点において想定しているのは「和牛」)遺伝資源の不正取引を阻止するためのものであって、わが国に新しい知的財産並びに知的財産法が生まれたと評しうるものである。そのことは、家畜不競法の"法律案の概要"⁶の冒頭に、「長年の改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源は、知的財産としての価値を有する。」と明記されていることからも、明らかである。

もう一つは、今般改正された「家畜改良増殖法」であり、これにより和牛遺伝資源の流通ルートがより一層明確になるよう取引当事者の制限並びにトレーサビリティ 7 が強化され 8 、また「家畜不競法」の保護対象(客体)の明確化 9 が図られることになった。

¹ 日弁連知的財産センター平成26年度委員長、現副委員長

² 令和2年1月20日招集、同年6月17日閉会

³ その法整備の必要性については、和牛が海外市場で人気を博しているという事情や、海外での和牛の生産を企図したと推察される平成30年6月発覚の大阪の事業者による和牛の受精卵や精液ストローの中国への不正輸出未遂事件の発生等が指摘できる。また、本年7月14日の日本農業新聞のネット記事によれば、和牛の種雄牛(和牛遺伝資源)の名産地の一つである宮崎県で、その使用を県内に限っている優良和牛遺伝資源(精液ストロー約120本)が7道県へ流出した事件を報道している(https://www.agrinews.co.jp/p51342.html)。

⁴ 農林水産省生産局畜産部畜産振興課室長(法案成立時)

⁵ 家畜不競法2条2項参照

⁶ 農林水産省ウェブサイト (https://www.maff.go.jp/j/law/bill/201/index.html)

⁷ 流通過程がたどれるようにすること(追跡可能性)という意味合いである。

⁸ 現行制度においても、家畜改良増殖法に基づいて、公益社団法人全国和牛登録協会が受け持つ子牛を登記する「子牛登記」制度が存在するが、紙幅の関係で同制度の解説は別稿に譲る。

【家畜不競法】

家畜遺伝資源に係る事業者間の 利益の保護や公正な競争を確保



【改正家畜改良増殖法】 家畜人工授精用精液・受精卵の 適正流通の確保

本稿は、知的財産訴訟の視点から前者の法律を紹介し、これを概観するものである。

(2) ところで、今国会の会期中に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミック(世界的大流行)が発生し、わが国でも令和2年4月17日には、全都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、全国民に対して外出自粛や営業自粛等が要請されるに至った。これにより、社会経済活動は麻痺状態と表現しても過言ではないほどの有様となり、窮地に陥った国民生活を維持するうえにおいて、国を挙げての迅速・果断な対策が求められるところとなった。そのようなことから、今国会は、コロナ国会とも評しうるほど、立法及び行政、政治のエネルギーがコロナ対策に割かれることとなった。

このように国会召集時においては、まったく予期しなかった突然のコロナ対策という急を要する種々の案件の審議が求められるところとなり、また国会等の国家機関や政府、与党においても感染防止の必要性から3密回避の工夫を余儀なくされるなど、種々の制約の下でしか各機関・組織も活動できなかったということもあり、法案審議においては非常にタイトな国会であったいえよう(今国会に提出されていた農水知財に関するもう一つの重要法案である種苗法改正法案は、審議未了で継続審議とされた。)。そのような中でも、今般、和牛遺伝資源の保護法制が整備されたのは、評価すべきである。

2 新しい知的財産法の誕生

(1) 平成14年に「知的財産基本法」が制定された。国を挙げて知財立国政策を実現していくことを鮮明にした法律であり、その1条には、立法目的が謳われ、2条に、「知的財産」(1項)と「知的財産権」(2項)を定義する規定がおかれている。これらの定義は、あくまでも知的財産基本法上のものではあるが、平成14年の立法当時、一般に(講学上)「知的財産」あるいは「知的財産権」がどのような意味内容の概念として理解されていたのかを端的あるいは包括的に説明しているものである。

《知的財産基本法》

(目的)

第1条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画

⁹ 客体は、改正家畜改良増殖法32条の2第1項所定の「特定家畜人工授精用精液等」であって、使用者の範囲又は使用目的制限の明示がなされたものである(家畜不競法2条1項)。